

第 2 回美浜区地域福祉計画策定委員会

日時：平成 17 年 5 月 21 日（土）

10:00～12:20

場所：美浜区役所 4 階講堂

出席者（委員）北委員長、柳瀬委員

（幸町地区）石本委員、佐々木委員、鈴木委員

（稲毛海岸・高洲・高浜地区）長倉委員、安保委員、続委員、植原委員

（真砂・磯辺地区）高橋委員、藤井委員、佐藤委員

（幕張西地区）角幡委員、相澤委員、石井委員、小川委員

（拡大作業部会委員）川西委員、二宮委員、松本委員、佐々木委員

（欠席）桑原委員、江本委員、小野委員、小椋委員、長谷川委員、飯野委員、
矢野委員、田原委員、畑佐委員

（市側）海宝美浜区長、高須保健福祉総務課主査、
今泉主査、鈴木主任主事、翠川主事、植田主事

1. 開会

（高須主査）時間になりましたので、第 2 回美浜区地域福祉計画策定委員会を開会いたします。まずは、海宝美浜区長からご挨拶を申し上げます。

（美浜区長挨拶）

（高須主査）次に、北委員長よりご挨拶をお願いいたします。

（美浜区策定委員長挨拶）

（高須主査）それでは議題に入らせて頂きたいと思います。議事の進行につきましては、北委員長からお願いします。

2. 議題 進行：北委員長

（1）美浜区地域福祉計画素案について

（北委員長）それでは、次第に沿って議事を進めていきたいと思います。

まずは計画の構成について、保健福祉総務課の高須主査からお願いします。

(高須主査)保健福祉総務課の高須と申します。よろしく申し上げます。計画の中身につきましては、計画素案の推進方策の中にまとまっております。その中の基本目標が空欄になっておりますが、これにつきましても、今後、委員会の中で決定していきたいと考えております。

また、社会福祉協議会において策定が進められている地域福祉活動計画とも連携が取れた形で整備していきたいと考えております。

(北委員長)区民が読んで分かる、美浜区の特性を生かしたものにしたいと思います。それでは、計画素案の内容につきまして、基本方針1「市民主体による協働のまちづくり」の説明からお願いします。川西委員、お願いします。

(川西委員)川西と申します。よろしく申し上げます。地域の問題については住民が主体的になって解決していかなければならないものと考えます。そのためには、町内自治会・社協地区部会・ボランティア・NPO等のつながりが重要となります。多様で複雑な課題に対し、活動団体同士のネットワークづくりが必要です。また、区役所機能を強化し、住民の視点から使いやすいものにしなければなりません。

施策の展開として、町内自治会の発展についてですが、自治会については、出身者が社協、青少年育成委員会等、他分野において活躍しております。自治会は地域の根本であると考えますが、加入率が低下している現状があります。住宅地が出来上がった頃は近隣において不便を感じていたものが、インフラも整備され、加入するメリットが無いと考えられていることや、役員を引き受けて活動するのが億劫だとか、プライバシーを侵されたくないことなどが理由とされています。

高齢者・障害者等の現状について把握しているのは、民生・児童委員です。社会福祉協議会地区部会の中に、地域で5名程度の団体を設け、民生・児童委員が持つ情報を提供してもらい、さらにボランティア等も入れ、地域で活動できるようにしてはと考えております。

(北委員長)ありがとうございました。続きまして、基本方針2「必要な情報がいつでも得られ相談できるシステムづくり」の説明を藤井委員、お願いします。

(藤井委員)藤井と申します。よろしく申し上げます。地域においては、適切なサービスを選択できることが重要と考えます。そのためには、情報提供が円滑に行えるシステムづくりが必要です。何かあった時にどこに相談していいかわからないといったことが無いよう、総合相談窓口の強化が挙げられます。その中で相談履歴を電子化し、共有することで、

情報が担当部署まで行き渡り、たらい回しが少なくなると考えられます。また、各機関が持ち回りで運営できるような24時間コールセンターを設置し、いつでも相談できる体制を整備してはどうかと考えます。

また、民生・児童委員の役割、位置付けをはっきりさせ、声なき要支援者を発見し、支援する体制も必要です。

(北委員長)ありがとうございました。続きまして、基本方針3「誰もが暮らしやすい環境づくり」の説明を鈴木委員、お願いします。

(鈴木委員)鈴木と申します。よろしく申し上げます。美浜区の特色としては、古くからの住民が少なく、新旧の軋轢が少ない分、地域のつながりも少なく、互いに助け合うことができるような、新たなコミュニティづくりが必要です。また、幸町などの集合住宅団地を中心に高齢化が進む一方、他区からの流入も多く、小学校が足りない現状もあります。

そうした中で、住宅の耐震補強を進めるため、耐震診断や耐震改修費用の助成など既存制度を効果的に活用することや、高齢者の低階層への住み替えに助成するなどの方策が考えられます。また、美浜区にセイワ美浜がオープンし、グループホームやケアハウスができましたが、それに加え、いきいきプラザに併設して、地域ケアセンターを設置してはどうかと考えます。さらに、在宅医療の充実のため、医師会との連携を図り、例えば、知的障害者が受診した場合の対応策を話し合ってもらうなど、積極的に取り組むことが望まれます。また、美浜区には児童館等が無く、雨の日や障害児が遊べる場所が少ないため、誰でも自由に立ち寄れる場所としてフリースペースをつくり、子ども達が高齢者と交流できるような場が必要と考えます。そのために、小中学校の空き教室、空き店舗、空き家等の活用も必要であると考えます。さらに、交通手段の充実として、低床バスの整備や福祉タクシー券の改善など、公共施設等行きたいところへ自由に行ける交通システムづくりが必要です。

(北委員長)ありがとうございました。続きまして、基本方針4「福祉を支える仕組みづくり人づくり」の説明を佐藤委員、お願いします。

(佐藤委員)佐藤と申します。よろしく申し上げます。まず、社会福祉協議会の機能強化についてですが、社会福祉協議会は、福祉教育やボランティア活動の推進等、地域福祉の中核的な役割を果たすものと考えます。その中の一つとして実施されている、地域福祉権利擁護事業について、市民への浸透が不十分ではないでしょうか。また、成年後見制度の利用支援策として、後見人の費用を市が助成してはどうかと考えます。

次に、福祉意識の醸成について、施設職員等のモラルの向上が必要であると考えます。また、児童福祉法施行令の改正により、児童福祉士の設置基準が5～8万人に1人と改正

されましたが、高齢者や児童の虐待が増加している現状の中、地区ごとに1人設置してはどうかと考えます。

また、平成19年度に美浜区保健福祉センターがオープンすることに伴い、そこに美浜区ボランティアセンターが設置されます。その中で地域に密着したきめ細かなボランティア活動の推進が求められます。

さらに、現在、千葉県において障害者差別禁止条例について検討されているようですが、千葉市においても条例の制定を進め、高齢者や障害者をはじめすべての住民が安心して地域で住み続けることができるよう、住まいと福祉のまちづくり条例の制定が必要と考えます。

最後に、地域福祉計画の策定後について、進行管理が行われるよう、美浜区地域福祉計画推進協議会を設置してはどうかと考えます。

(北委員長)ありがとうございました。それでは、基本方針それぞれについて質疑応答に入っていきたいと思います。まずは基本方針1についてですが、町内自治会への加入率の低下や加入するメリット等について、また、民生・児童委員の負担が増加している中、社会福祉協議会との連携について等のご説明がありました。何かご意見等ありましたらお願いします。

(委員)町内自治会の現状についてですが、現在、存在そのものが危ぶまれていると思います。地区内では、核家族化や集合住宅の増加等により、疎遠、無関心、干渉されたくないなどの意識の変化があり、解散や衰退の方向にあります。

しかし、自治会は共同生活の基本であり、好き嫌いで入るものではありません。表面上は任意加入の形だが、本来、人間同士は協力し合う義務があるのではないのでしょうか。

また、稲毛海岸においては半分が東京へ通勤する公務員住宅の地域もあり、永住感覚が少なく、ふるさと意識の啓蒙が困難であり、市民の意識の変化が求められると考えます。

(委員)幸町地区の自治会は、隣近所の付き合いが少なくなっている中で、祭りや旅行会等を行うことで、近所の交流を図ることが発足の当初の目的だと思います。しかし最近、役所が市民から金を集めるために利用することが多くなっているのではないのでしょうか。自治会を町の中心と期待するなら、市から補助金を出してはどうかと考えます。寄付は少なく、活動資金も少なくなっています。自治会には多くの人に入ってほしい。

また、美浜区には千葉都民と言われる人が多く、経済的に豊かであるため、千葉市に税金を一番納めているのではないのでしょうか。蘇我に球技場をつくるなら、美浜区にもっと施設をつくってほしいと思います。

(委員)町内自治会長は、社会福祉協議会の地区会長など、充て職になることが多いため、

集金の役割も多くなっている現状があります。

(委員長)この地域福祉計画は、平成23年度までの計画ですが、それまでに町内自治会、老人クラブ等の充て職的な役割がどうなっているのかという現状も踏まえた上での検討が必要ではないでしょうか。

(委員)新港の工業地帯などのいわゆる企業市民と呼ばれる人たちの中には、地域団体をつくっているところもあるが、そういったものも地域の中に組み込んではどうでしょうか。

(委員)そういった方たちはあまり会合に集まってくれません。住民としての活動に参加してくれるかは疑問です。

(委員)千葉興業銀行等が入っている高洲地域振興会などは、5・5祭り等に協賛しているようであり、協力的なところもあります。

(委員)非営利企業等も含めて参加してもらってはどうかという提案だと思います。そういったところに働きかけていくことを検討していくということでどうでしょうか。

(委員)地域福祉計画が策定されれば、それに沿った形で社会福祉協議会の活動計画がつけられるのでしょうか。

(主査)地域福祉計画の中で、社会福祉協議会でやるべきと考えられるものについては、申し出をし、活動計画への反映、リンクをさせていきたいと考えています。その中で、事業内容により、できるものできないものが出てくると思われます。

(委員長)次に基本方針2についてですが、24時間コールセンターの必要性、相談窓口自体の位置付け等についてご説明がありましたが、何かご意見等ありましたらお願いします。

(委員)相談窓口については、相談の受付のみなのか、または、呼びかけ等の発信も行うものなのでしょうか。

(委員)基本は相談の受付と考えていますが、相談の内容によっては、その後の発信も行き、双方向で対応できるものと考えています。

(委員)相談して終わるものではなく、例えば、特別養護老人ホームの入所相談などがあ

った場合に、その後の入所手続きまでサポートできるようなものを検討したいと思っています。一方通行ではなく、相談後のフォロー・アフターケアも考えながら解決に向けた相談を行えるシステムが必要であると考えます。

(委員長) 次に基本方針3についてですが、住宅の問題、さらに医師会や教育関係者との連携、遊休施設の活用等についてご説明がありましたが、何かご意見等ありましたらお願いします。

(委員) 成年後見制度については、知的障害者Aの方については判定無しで利用できるが、そもそも判定医師が不足しているのではないのでしょうか。医師会へ積極的にやってもらえるよう要望してはどうでしょうか。また、行政からも市民へ利用支援してはどうでしょうか。

(委員) 学校遊休施設の利用については、プロジェクトチームの中で学校訪問等行っているようですが、何かご意見ありませんでしょうか。

(委員) 真砂・磯辺地区の中で議論している最中です。まだ発表できる段階ではありません。

(委員) 学校の遊休施設の利用については、市連協から要望を出したが、市教育委員会からは、現状ではまだできないと返事がありました。

(委員) 低床バス等の整備については、市の考えで補助金を出して充実化を図るべきと考えます。市は公共の交通機関を持っておらず、公共交通への認識が少ないのではないのでしょうか。民間へ十分な資金援助を行うべきと考えます。市原市等では有識者会議を開き検討しているとのこと。

(委員) 高齢者へのバス券の配布が少なくなりました。市の財政の懐具合で対応を変えるのはあまり好ましくないと思います。

(委員長) 次に基本方針4についてですが、保健福祉センター内のボランティアセンター設置による活動の充実等についてご説明がありましたが、何かご意見等ありましたらお願いします。

(委員) ボランティアの定義は何でしょう。福祉に限るものなのでしょうか。

(委員) 計画素案の35ページに定義が記載されています。福祉に限るものではなく、余った時間を利用し、できる人がやるもの。わずかな近所の方との助け合いでもボランティアと言えらると思えます。

(委員) 幕張ベイタウンの中のボランティア団体は、みはま苑で清掃や話し相手等の活動を行っていると聞きます。ボランティアの4つの原則に基づき、もっと積極的に行われてほしいと思えます。

(委員) 保健福祉センター内に設置されるボランティアセンターには、実際どのような機能があり、活動が行われるのでしょうか。専門的な知識や人員の問題は。

(委員) 各地域で活動されているボランティアの把握、コーディネートの役割を果たすものです。設置により、サービスの質・量ともに均等化・合理化が図られればよいと思えます。

(委員) ボランティアの活動範囲は広い。ハーモニープラザに現在設置されているボランティアセンターの小型版であると思えます。

(委員長) 若葉区保健福祉センターでの会議室は5時には終了してしまうとのこと。もう少し柔軟な対応が必要ではないでしょうか。

それでは、その他に何かご意見等ありますでしょうか。

計画の文章表現についてはいかがいたしましょうか。「助成する」の表現については、市の事業との関連をどうするかを検討が必要です。また、「検討する」については、誰が検討するのか、区民が読んではっきりわかるような表現にしたいと思えます。福祉用語の使い方も統一するよう配慮する必要があります。

(高須主査) 計画は、要望書ではなく、実際にやるものについてまとめていきたいと思っております。

(委員) 障害者にもいろいろあるので配慮が必要です。話の中で、身体障害者相談員、知的障害者相談員等の言葉が出てきておりません。そういう存在が知られていない現状があります。

(委員長) 平成22年度までの計画は、介護保険と障害者支援費制度の統合も視野に入れて立てることになると思えます。資料編をつけて解説するなどの工夫をすることを考えてはどうでしょうか。その他に何かご意見等ありますでしょうか。

(委員) 災害弱者については、基本方針 1 の中にも記載があるが、この問題については特別な配慮が必要であり、今後制度化していかなければならない問題と考えます。基本方針 4 の中で検討していただければと思いますがいかがでしょうか。

(委員) それについては構いません。

(委員長) 基本方針 1 ~ 3 で触れないものについては、基本方針 4 で検討していくこととしたい。

(委員) 災害が起きた時の問題については、ボランティアの方にもお願いしたい。また、障害者の問題については、皆様方の協力をぜひお願いしたい。

(2) 今後の策定スケジュールについて(高須主査から説明)

(北委員長) それでは、第 2 回美浜区地域福祉計画策定委員会を閉会したいと思います。休日にも関わらずご出席いただき、ありがとうございました。